

令和元年9月和水町議会定例会会議録

令和元年9月5日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和元年9月5日午前10時00分招集

2. 令和元年9月5日午前10時00分開会

3. 令和元年9月5日午後0時8分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒 木 宏 太	2番 白 木 淳	3番 齊 木 幸 男
4番 坂 本 敏 彦	5番 竹 下 周 三	6番 高 木 洋一郎
7番 秋 丸 要 一	8番 松 村 慶 次	9番 庄 山 忠 文
10番 池 田 龍之介	12番 蒲 池 恭 一	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

11番 森 潤一郎

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 嶋 光 浩	書 記	北 原 望
---------	---------	-----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税 務 住 民 課 長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商 工 観 光 課 長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	住 民 課 長	有 働 和 明
農業委員会事務局長	松 尾 修	学 校 教 育 課 長	下 津 隆 晴
社会教育課長	前 渕 康 彦	町立病院事務部長	池 上 圭 造
特別養護老人ホーム施設長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第 4		行政報告
日程第 5	委員長報告	所管事務調査（総務文教、厚生建設経済常任委員会）
日程第 6	議案第53号	和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 7	議案第54号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 8	議案第55号	消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 9	議案第56号	和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第57号	和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第58号	和水町小作料協議会条例を廃止する条例について
日程第12	議案第59号	和水町立学校設置条例の一部改正について
日程第13	議案第60号	和水町史跡等保存整備審議会条例の制定について
日程第14	議案第61号	和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第62号	令和元年度 和水町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第16	議案第63号	令和元年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）
日程第17	議案第64号	令和元年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）
日程第18	議案第65号	令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第 1 号）
日程第19	議案第66号	令和元年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第20	議案第67号	令和元年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第 1 号）
日程第21	議案第68号	令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）
日程第22	議案第69号	和水町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第23	議案第70号	財産の無償貸与について（旧緑小学校）
日程第24	議案第71号	財産の無償貸与について（旧緑小学校）
日程第25	議案第72号	財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）
日程第26	議案第73号	財産の無償貸与について（旧緑小学校）
日程第27	認定第 1 号	平成30年度 和水町一般会計歳入歳出決算
日程第28	認定第 2 号	平成30年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第29	認定第 3 号	平成30年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第30	認定第 4 号	平成30年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第31	認定第 5 号	平成30年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第32	認定第 6 号	平成30年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第33	認定第 7 号	平成30年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第34	認定第 8 号	平成30年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第35	認定第 9 号	平成30年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

日程第36 認定第10号 平成30年度 和水町病院事業会計決算

日程第37 陳情等の委員会付託等について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、令和元年第3回和水町議会定例会を開会いたします。

本日は、森潤一郎議員より欠席届が提出されております。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則126条の規定により議長において、3番齊木幸男君、4番坂本敏彦君を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの9日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月13日までの9日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年第3回和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸案件は、条例9件、補正予算7件、その他5件、決算10件、報告1件、諮問1件の計33件であります。この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達していただきますよう切望してやまない次第でございます。

各位には、十分御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会、監査委員の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告は、6月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にてお手元に配付しておりますとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、おはようございます。町長の高巢でございます。よろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれまして、本会議に際し御多忙の中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より町政運営につきましては、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心を寄せられ、様々な御意見とともに叱咤激励をいただいておりますことに敬意を表しますとともに、加えて御理解と御協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

令和元年第3回和水町議会定例会の開会にあたりまして、議長のお許しを得て御挨拶並びに行政報告を申し上げます。

まず、相次いだ台風や秋雨前線の停滞による九州北部豪雨により甚大な被害が発生いたしました。特別警報が発令された佐賀県・福岡県・長崎県では、河川が氾濫し、広範囲で冠水や浸水の被害が発生し、人命にかかわる被害も発生いたしております。この場をおかりしまして、犠牲となられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害にあわれた多くの皆様にお見舞いを申し上げます。

和水町でも、連日のように警報が発令されましたが、大きな被害がなかったことは、幸いであったと感じております。近年は、線状降水帯の発生による記録的な豪雨により大規模災害が毎年のように発生をいたしております。

和水町には、一級河川である菊池川や多くの山々があり豪雨が続けば河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害発生が危惧されます。町といたしましては、河川改修事業等を進め、住民の皆様が安心して生活できるような町づくりを推進してまいります。

次に、金栗四三先生関係の話題といたしましては、御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、今月14日に東京都新宿の新国立競技場隣接地に、日本オリンピックミュージアムがオープンいたします。この施設は、2020年東京オリンピックの開催に先立ち、オリンピックムーブメントの発信拠点として恒久的にオープンされるものであり、オリンピック期間中や、その前後には多くの観光客が来館されることが予想されています。施設の中には、オリンピックの歴史や、これまでの出場選手を紹介する展示コーナーがあり、当町出身の金栗四三先生も紹介され、本町が初動するユニフォームやら、マラソン足袋の遺品が、令和3年3月まで展示される予定となっております。

ります。

これは、金栗四三先生を知っていただく絶好の機会であり、また、和水町を知っていただく絶好の機会であると考えております。皆様も東京、関東方面に行かれる際は、上野の東京国立博物館に展示されております江田船山古墳出土の国宝とあわせて是非、御覧になられてください。

それでは、第2回定例会以降の主な行政関連の行事等の報告を申し上げます。

まず、7月2日に菊池川改修完遂期成同盟会の定期総会及び要望活動が開催されました。

要望活動においては、菊池川中流部竈門、菰田、大屋地区の浸水被害対策事業として河道の掘削や堤防の整備等について、菊池川河川工事事務所に対し要望を行いました。

7月30日には、国土交通省九州地方整備局へ、8月26、27日には、国土交通省本省並びに国会議員の県選出の先生方に要望活動を行いました。

先ほども申しましたが、近年、記録的な豪雨が相次いでおり、河川の氾濫と水害も懸念されます。これまでも、河川の改修事業は進めてまいりましたが、地域住民の方々の不安は、まだまだ解消されておられません、一刻も早い整備がなされるよう引き続き要望活動を行い住民の方々の生命・財産を守り、安全で安心して生活できる郷土づくりを進めてまいります。

8月3日から4日にかけて、町の一大イベントであります第49回和水町古墳祭を開催いたしました。今年は、駐福岡大韓民国総領事館よりソン・ジョンシク総領事に御来場いただくことができました。天候にも恵まれ両日中、多くの方々に御来場いただき、お祭りを楽しんでいただくことができたと思っております。大盛況のうちに終了できましたのも地域の皆様の御協力の賜物であると心から感謝を申し上げます。

さらに、来年は第50回という記念すべき回でございます。皆様に楽しんでいただけるよう盛り上げていきたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様におかれましても、お力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

体育の分野の話題といたしましては、7月7日に第74回玉名郡民体育祭の球技・格技・水泳の各種目が開催されました。成績は、水泳・軟式野球・男子バスケットボール・男子ゲートボール・ボウリングの種目で団体1位を獲得され、総合でも和水町が1位を獲得することができました。出場されました選手の皆様に敬意を表しますとともに、9月14・15日に開催されます県民体育祭に出場される選手の方々には、御自身のすべてを発揮され、ますます活躍されますことをお祈り申し上げます。

また、7月14日には玉名郡子ども会連合会球技大会が開催され、ソフトボールとビーチボールバレーが行われ、ソフトボールでは三加和小学校子ども会が準優勝、ビーチボールバレーでは菊水西小学校子ども会が優勝されました。なお、菊水西小学校子ども会は8月24日に開催されました熊本市子ども会連合会球技大会でも優勝され、素晴らしい成績を残しております。これからの和水町を担う子どもたちの活躍は、大変喜ばしいものであり、今後の活躍を心から期待しているところでございます。

8月20日には、箱根町と観光・スポーツ・教育において相互に発展し、防災の分野においても

共に協力することを目的とした包括連携協定の調印式が行われました。

箱根町は、毎年訪問しておりますが、これを機にさらなる友好と親善を深め、金栗四三先生ゆかりの地として共に発展していくことを目指してまいります。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告をさせていただきます。

以上をもちまして、第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会におきましては、お手元にお配りしております、議案書のとおり条例の制定・改正等議案9件、一般会計及び特別会計の補正予算議案7件、その他議案5件を合わせまして21件の議案と、平成30年度の決算認定事案10件、報告事案1件、人事に係わる諮問案件1件を上程いたしております。

なお、一般会計補正予算の歳出予算につきましては、総額2億3,424万8,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、プレミアム付き商品券事業にかかわる委託料及び交付金として7,015万7,000円、台風や豪雨等により被災した道路や河川等、公共土木施設の災害復旧事業の工事請負費といたしまして4,520万円、農地や農業用施設の災害復旧事業工事請負費として2,290万円、土木費補助事業補助金として、1,032万2,000円を計上いたしております。

各議案の詳細につきましては、この場を、それぞれの担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告及び開会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで、行政報告を終わります。

日程第5 委員長報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、所管事務調査について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 池田君

○総務文教常任委員長（池田龍之介君） 改めまして、おはようございます。

総務文教常任委員長を務めております池田です。令和元年度、所管事務調査とした視察研修報告を申し上げます。

今回の研修目的を共同調理場建設並びにふるさと納税についての2点を研修課題と捉え、去る7月11日と12日の2日の日程で上益城郡御船町、宮崎県高原町の2カ所へ総務文教常任委員会所属議員6名と、執行側から所管課の学校教育課長、まちづくり推進課長の2名随行のうえ、所管事務調査に関する視察研修を行ってまいりましたので、主な内容について報告をいたします。

まず、御船町においては、共同調理場の視察研修に赴きました。御船町の町勢紹介は県内なので省略させていただきます。

当日、御船町があいにく臨時会開催日と重なり、議会関係者の方には出席いただけませんでしたし

たけれども、御船町学校給食センター内会議室において、学校給食センター所長宮崎 靖氏、教育委員会から藤川係長に対応していただき、懇切丁寧なる説明をいただきました。

まず、給食センター建設に至るまでの経緯、進め方について説明をいただきました。御船町には、6小学校、1中学校がありすべての小中学校が自校式の学校給食が実施されており、どの給食棟も老朽化し、半数は35年以上経過しており、毎年何らかの改修等実施、厨房機器についても20年以上使用しており、買い替えの時期や修繕が多くなっていたので、施設の改善に着手する必要に迫られており、平成21年4月、学校給食問題検討実行委員会を立ち上げられ、11月までに19回に及ぶ委員会を開催されておりました。翌、平成22年3月に食育推進計画、平成23年3月に学校給食基本計画をそれぞれ策定され、七滝中央小学校のみ自校式でいくということを決定がなされておりました。

平成24年7月給食センター建設敷地検討委員会が設置され、同年10月、当時の町長が給食センター新設を表明され、県との協議、議会との協議をする段階に進んだけれども、議会との協議において、建設場所の選定で難航し、しばし冷却期間を置くこととなり、やっと平成26年9月に給食センター建設敷地選定委員会を再び立ち上げ、地元説明会並びに議会との協議を進行し建設場所の決定に至り、27年度に基本設計、実施設計がなされ、平成28年8月に本体工事着工にこぎ着け、翌29年3月竣工、同年4月1日から、1日約1,500食の給食を提供する施設として稼働したとのことでありました。当初の検討から稼働に至るまで約8年間を要し、特に建設地の選定に苦慮したとのことであり運営に至っては、自校式からセンター式に変更したことで、調理員の効率的な配置による人件費の削減、施設数の減少によることに維持管理費の削減が図られたことが大きいとのことでありました。

御船町学校給食センターの概要を述べますと、建築面積850.54平米、構造、鉄骨造り、調理食数1,500食、総事業費7億1,980万円、うち国庫補助金1億1,754万9,000円、職員体制として所長1名、管理栄養士1名、調理員7名、非常勤職員8名、また配送業については、シルバー人材センターに委託をされ、3名体制で実施がなされているということでありました。

また、現在は町設町営であるが、将来的には、民間委託も視野に入れているという報告もなされ、その時期は今のところ未定であるとのことでありました。

研修終了後、その日に提供される学校給食を実食いたしました。ちなみに、その日のメニューはといいますと、黒糖パン・サラダうどん・枝豆と豆腐のメンチカツ・ミニトマト・牛乳の一食当たり単価は280円だったということでありました。実食後の感想は、味・触感・見栄え・栄養のバランス等は良かったとの評価をしたところであり、我が町の学校給食も一度実食をする機会を設け、食べ比べてみたいとの意見でありました。その後、施設を視察させていただきましたけれども、ちょうど給食を調理した後の後片付け時間と重なり、衛生面を考慮し近くまで行つての視察ができなかったのが残念でありましたけれども、遠くからではありましたが、改良する箇所が多少うかがえました。

今後、和水町において、建設を予定している菊水区域の学校給食共同調理場給食センターの検

討を重ねるうえで、改良点の取入れ、費用対効果等の判断を行い、衛生面に配慮し、子どもたちに安全・安心な学校給食を提供できる施設の建設を望むものであります。と感じた研修であったとの意見の集約をみております。

2日目は、高原町に赴き、ふるさと納税について研修を行いました。

高原町は、宮崎県西南部に位置し、面積は85.39平方キロメートル、人口8,725名、世帯数3,849世帯、基幹産業は畜産を主軸とした農業の町であります。

また、当町においては、将来にわたり美しい地域づくりを行い、日本の原風景や各地に伝わる伝統文化を後世に残していくために知恵を出し合いながら活動しておる「日本で最も美しい村」連合に加盟されており、天逆鉾、大国主命が「再び争いが起ないようにと剣を逆さに突き刺した。」また、「火山の噴火を止めるために突き刺した。」とか言われており、近年では、幕末に坂本龍馬が妻のお龍と新婚旅行をした時に抜き取り、また元の場所に戻したとされている話の逆鉾であります。その後、所在不明となり現在はレプリカの物が飾られておるとのことでありました。

また、国重要無形民俗文化財の「高原の神舞（かんめ）」、神楽等が盛んで1,500mを超す山の麓で天孫降臨伝説の神話の町として名をはせております。町の紹介はこれくらいにして、ふるさと納税についての研修内容について述べます。

高原町議会から温谷議長、反田総務経済常任委員長、議会事務局から芝田次長、石山書記長、町執行から総合政策課馬場課長、同課地域政策係中原係長、ふるさと納税推進協議会から原田会長、野村副会長出席のもと懇切丁寧なる説明を受けました。

平成26年に高原町ふるさと納税推進協議会を設立し、これは町内の各種団体委員で構成されており、当初は25の事業所でスタートされたのが、現在は40事業所に拡充されておるとのことでありました。また、返礼品の開発等を推進されているとのもので、事務局は役場内に設置し、ふるさと納税事務は、職員1名、臨時職員3名で対応しているとのことでありました。返礼品は肉製品、米、ぶどう、加工品、お酒、菓子類等で153品目をそろえておるとの報告を受けております。特に、基幹産業である畜産にちなんだ肉製品だけでも27品目そろえておるとのことでありました。

また、ふるさと納税の状況について説明がありましたが、平成27年度から29年度は、年平均寄附件数2万件、寄附額3億円程度あっていたが、返礼品の基準等の見直し指導があり、返礼品の見直しをした昨年度は、寄附件数1万1,720件、寄附額1億7,897万7,000円と半減しているのが現状であるとの説明がありました。その対応策として、昨年度寄附額から経費等を差し引いた、約4,000万円を基金に積み立て、具体的な事業計画策定が今のところないので、長期計画で有効に使っていききたいとのことでありました。

研修終了後、地元で菓子店を営み、ふるさと納税の返礼品を開発されたふるさと納税推進協議会の副会長である野村菓子店に表敬訪問の意を込めお邪魔をし、実物である製品の視察を行ってまいりました。そして、研修の全課程を終了いたし、和水町のほうに帰ってまいりました。

また、和水町でも今年度から事務委託等を開始、他の自治体と同じスタートラインに立つことができると思うので、ふるさと納税推進協議会のような団体の設立を早急に設立し、体制づくり

をするために事業所等に呼びかけ、周辺への経済効果がもたされるような仕組みづくり、第6次産業の推進開発、育成に力を注ぎ返礼品の拡充に努めるべきであろうと強く感じたところであり、このような意味からも、今回参加した議員各員の課題として、また行政を預かる職員においても同様に、しっかりと捉え検討していかなければならないと痛感したところでもあります。

これをもちまして、総務文教常任委員会所管事務調査視察研修の委員長報告といたします。

○議長（蒲池恭一君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君） 厚生建設経済常任委員長の坂本です。

改めまして、おはようございます。厚生建設経済常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

当委員会では、令和元年7月25日に宮崎県諸塚村特別養護老人ホームせせらぎの里、26日に宮崎県都農町国民健康保険病院を研修先とし、視察研修をさせていただきました。

出席者は、25日に常任委員6名、病院事務長、特養施設長、健康福祉課長の9名、翌26日は齋木副委員長が私事により欠席のため8名での視察研修となりました。

まず、諸塚村特別養護老人ホームせせらぎの里は、九州山脈の中、宮崎県の北部に位置し、森林率95%で林業が主な産業であり、人口は1,500人ほど、高齢化率も44%を超えております。

平成5年4月定員30名で特別養護老人ホーム開園、平成12年から公設民営で運営をしていましたが、平成15年に民間が撤退し、現在は定員49名で社会福祉協議会が運営をしており、稼働率は85.2%と、本町きくすい荘の定員110名と半分以下の定数ではございましたが、諸塚村の人口から見ると十分な定員となっております。

稼働率も、きくすい荘の95.3%より10%ほど低く、人材不足は特に深刻で、各種加算も取得できずに、より経営を圧迫しているようでした。サービスの向上に向け、介護機器や送迎車などの導入、ハード面の充実はできておりましたが、人材の確保に苦戦をされておられました。都市部から通勤も1時間以上かかり都市部からの移住、通勤、雇用は非常に難しく、過疎化が進み若者の少ない諸塚村では、人材は貴重であり今でもギリギリの人数であり、将来村内だけで賄うのは困難、村と施設が人材育成から定着に至るまでの効果的な政策を練ってはいるが、人材確保は一施設だけの問題ではなく地域全体の課題であると感じたところでございます。

次に、都農町国民健康保険病院は、宮崎県のほぼ中央の海沿いに位置し、人口1万人ほどと、ほぼ我が和水町と同規模になります。昭和29年に開院し、昭和49年に新築移転、また、平成30年に新築移転し2階建ての非常に真新しい病院施設となっており、診療科も10診療科と充実をしており、平成30年の新築以降、入院・外来ともに患者数が徐々に伸びている傾向にありました。

都農町民のための身近な医療機関となっています。病床数は、和水町91床に対し、65床、病床利用率は、和水町58.6%に対し、58.1%となっており、経営的にも本町同様厳しい状況が毎年続

いているようです。

医師の人材不足については、現在高齢化の状態ではございましたが、宮崎大学医学部地域医療総合診療医学講座と連携をし、令和2年4月より地域包括ケア総合診療医学講座を開設し、医学生が都農町立病院で働きたいと思わせるような展開も企画をされているようです。

また、都農町はふるさと納税が、平成30年度決算で約96億と全国でも上位に位置し、一般会計予算規模も200億を超える予算となっており、ふるさと納税の純利益も2割から3割程度あり財源的に非常に余裕のある予算計上に思ったところでございます。

今回の研修を通じまして、地方の公営企業病院は、低迷した経営状態、医師の人材確保、介護、看護師の人材不足など、いずれも本町と共通しており継続して我が町も考えなければならない問題でございます。

今後、議会と執行部が共に意見を持ち合い病院、特養、特別委員会、常任委員会でしっかりと議論をし、和水町立病院、特養きくすい荘を町民のために、今後、維持管理できるようにしていかなければならないと研修を終えたところであります。

これで厚生建設経済常任委員会の所管事務調査報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） これで、厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

日程第6 議案第53号 和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第53号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第53号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」説明を申し上げます。

和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、9ページの本議案の提案理由を申し上げます。お開きください。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定める必要がございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは、1ページに戻っていただきたいと思います。

続いて、提案しました条例の主な内容を申し上げます。提案理由で申し上げましたとおり、自治法、それと地方公務員法の一部改正により、今回和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることとなったわけですが、その背景、理由といたしまして、常勤職員だけでは、公務の運営が難しいことから臨時、非常勤職員を様々な方法で任用している実態がご

ざいます。こうした実態に対しまして、地方公務員法は不十分であり、地方公務員の一般職、非常勤職員について、採用方法等が法文上明確に定められていないために、任用の適正化が進まないこと、また労働者性の高い非常勤職員に期末手当が支給できないこと等の課題があげられておりました。この課題解決のために、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員が創設され、また会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能となったわけでございます。

以上のことを踏まえまして、本条例では、第1章総則の第2条で、会計年度任用職員の定義をフルタイム会計年度任用職員と、パートタイム会計年度任用職員とに定めております。

2ページでございます。第2章では、フルタイム会計年度任用職員の給与を定めており各種手当について記載をいたしております。

続きまして、4ページ第3章では、パートタイム会計年度任用職員の給与を定めており、各種報酬について記載をいたしております。

8ページ、第4条では、パートタイムの会計年度任用職員の費用弁償として、通勤や旅費に関する費用弁償について記載をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第7条 議案第54条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第54号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、13ページの本議案の提案理由を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員が導入されたことに伴い、関係条例を改正する必要がある。これがこの条例を提案する理由でございます。

本議案では、条例の一部改正10本、条例の廃止1本について、その主な内容を申し上げます。

1ページを御覧いただきたいと思います。第1条で和水町附属機関設置条例の一部改正について記載をいたしております。提案理由で申し上げましたとおり一部改正により、今回和水町会計年度任用職員制度の導入とあわせまして、特別職、非常勤職員の任用要件が厳格化されております。

す。各種委員会や協議会等の中で諮問等により幅広い意見を求めなければならない重要な組織について、和水町附属機関に位置付け、その委員を特別職、非常勤職員とするものでございます。具体的な組織につきましては、別表を御覧いただきたいと思います。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。

第2条に、和水町職員定数条例の一部改正について記載をいたしております。これは、緊急の場合に臨時的任用職員については、雇用する場合は、定員定数に定める内容ということでございます。

第3条、和水町人事要請の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。これは、フルタイムの会計年度任用職員を定員定数の給与等の公表を行う本条例の対象とするものでございます。

第4条は、和水町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正。

第5条では、和水町職員の懲戒の手続き及び効果に対する条例の一部改正。

第6条では、和水町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正。

以上3本の条例につきましては、いずれも会計年度任用職員を本条例に追加するという内容でございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。

第7条は、和水町一般職の育児休業等に関する条例の一部改正です。

これは、会計年度任用職員を育児休業等の対象外とするものでございます。

第8条、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

これは、特別職の非常勤職員について定めたもので、具体的な金額等は別表10ページから12ページにかけて記載をされております。御覧いただきたいと思います。

続いて、13ページを御覧いただきたいと思います。

第9条、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

これは、会計年度任用職員については、議案第53号で説明しましたとおり、別途条例で定めることから本条例の対象としないこととしております。

第10条、和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正です。これは、本条例に会計年度任用職員は対象としないこととしております。

第11条、和水町嘱託員設置条例の廃止についてです。これは、地方公務員法等の改正により、これまでの特別職、非常勤職員が対象外となったことから条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

日程第8 議案第55号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第55号「消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第55号、消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について説明を申し上げます。

消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。2ページを御覧いただきたいと思います。

提案理由、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、関係条例を改正する必要があるとございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

消費税率の改定に伴う、関係条例の整備に関する条例に該当します条例の説明を申し上げます。

第1条では、和水町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正いたします。

浄化槽使用料についての改正でございます。

第2条では、和水町下水道条例の一部を次のように改正いたします。

下水道使用料と基本価格についての改正でございます。

第3条では、和水町簡易水道条例の一部を次のように改正いたします。

使用料金についての改正です。

第4条、和水町町立病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正します。

特別室料や各種診断書にかかる文書料についての改正です。なお、各条令改正の具体的な金額につきましては、新旧対照表の表中に記載されておるとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

日程第9 議案第56号 和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第56号「和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第56号、和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について提案理由の説明を行います。

和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、この条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。1枚めくっていただければと思います。

左の欄が改正後、右の欄が改正前となっております。この条例は上位法令であります住民基本台帳法施行令の一部改正と、これに伴う印鑑登録証明事務処理要領（通知）の一部改正に伴い、印鑑登録に関する条例を改正する必要があるでございます。

改正する箇所につきましては、アンダーラインを引いている箇所でございますけれども、住民基本台帳に旧氏が記録されていることに伴い、印鑑登録にも旧氏が用いられるようになることから所要の条文を改正するものでございます。

以上で議案第56号、和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第57号 和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第57号「和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者 泉君

○会計管理者（泉 法子君） 議案第57号、和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

和水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。時間や経費節減のために、一部特別急行列車を利用したいと思いますが、現在の町の条例は、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて制定してあるため、100キロ未満である福岡市までの利用ができないので、条例を改正する必要があります。これが、条例案を提出する理由であります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

次のページをお開きください。左の欄が改正後、右の欄が改正前となっております。

第15条第2項第1号中「もの」次に「又は町長が別に定めるもの」を加え、同上中「第3項」を「第4項」とし、第2項の次に「第1項第4号に規定する特別車両料金は、町長が別に定める旅行に該当する場合に限り、支給する。」を加えます。

町長が別に定めるものとして、内規を定め、一部新幹線の利用もできるようにしたいと考えます。

以上で議案第57号、和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第58号 和水町小作料協議会条例を廃止する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第58号「和水町小作料協議会条例を廃止する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農業委員会事務局長 松尾君

○農業委員会事務局長（松尾 修君） 議案第58号、和水町小作料協議会条例を廃止する条例について御説明を申し上げます。

和水町小作料協議会条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。「農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）」が平成21年12月15日に施行され、標準小作料制度が廃止されたことに伴い、条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第59号 和水町立学校設置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第59号「和水町立学校設置条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第59号について、御説明申し上げます。

議案第59号、和水町立学校設置条例の一部改正について。

和水町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由でございますけれども、菊水区域の小学校統廃合に伴いまして、和水町立学校設置条例の一部を改正する必要があるございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

2枚目の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条の表中、名称及び1の「和水町立菊水西小学校、和水町長小田360番地、和水町立菊水中央小学校、和水町江田291番地、和水町立東小学校、和水町岩尻1047番地、和水町立南小学校、和水町用木472番地」を削りまして、新たに名称「和水町立菊水小学校」、位置「和水町江田2891番地」を加えるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第59号、和水町立学校設置条例の一部改正について説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第13 議案第60号 和水町史跡等保存整備審議会条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第60号「和水町史跡等保存整備審議会条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 議案第60号につきまして御説明を申し上げます。

議案第60号、和水町史跡等保存整備審議会条例の制定について。

和水町史跡等保存整備審議会条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。地震その他の災害により被災した町内の古墳等の復旧及び史跡等の保存整備に関し、その方法等を調査及び審議するため、和水町史跡等保存整備審議会を設置するにあたり、条例を制定する必要があるとございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

裏面をお願いいたします。2ページをお願いします。

（設置）第1条、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、地震、その他の災害により被災した和水町内の古墳等の復旧及び史跡等の保存整備に関し、その方法等を調査及び審議するため、和水町史跡等保存整備審議会を設置する。

（所掌事務）第2条、審議会は、和水町教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、教育委員会にその意見を報告及び答申する。

1号、本町で実施する古墳等の復旧方法等に関すること。

2号、本町で管理する史跡等の保存整備方法等に関すること。

3号、その他必要と認められること。

（組織）第3条、審議会は、8人以内の委員によって組織する。

2項、委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

1号、学識経験者。

2号、土木、構造専門家。

3号、前各号に掲げる者の他、教育委員会が必要と認めるもの。

（委員長及び副委員長）、第4条、審議会に委員長及び副委員長をそれぞれ一人置き、委員の互選によりこれを定める。

2項、委員長は審議会を代表し、会務を総理する。

3項、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）第5条、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2項、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議) 第6条、審議会は委員長が招集し、その議長となる。

2項、審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3項、審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4項、審議会において必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聞くことができる。

(事務局) 第7条、審議会の庶務は、教育委員会社会教育課において行う。

(補則) 第8条、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第60号、和水町史跡等保存整備審議会条例の制定について、御説明を申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第14 議案第61号 和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第14、議案第61号「和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長(前渕康彦君) 議案第61号につきまして御説明を申し上げます。

議案第61号、和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。2020年東京オリンピックの開催を見据え、金栗四三生家記念館の開館期間を延長することで、金栗四三の功績を顕彰し、地域文化の向上及び地域の活性化を図るため、条例を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

2ページ、3ページの新旧対照表を御覧くださいませ。

第6条第1項中「記念館」の次に、「の休館日」を加え、「無休」を「、火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日)」に改める。

附則第2項中「平成31年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

別表第1、中学生及び小学生の項を削り、同表備考中、「就学前児童」を「中学生以下」に改め、

「2、母屋に係る観覧料とする。(小屋及び広場の観覧料は無料とする。)」を削り、「3」を「2」に、「4」を「3」に改める。

別表第2中「1,000円」を「500円」に、「2,000円」を「1,000円」に改める。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第15 議案第62号 令和元年度和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第62号「令和元年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第62号、令和元年度和水町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。

令和元年度和水町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,424万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億238万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の追加及び変更は「第3表 地方債補正による」。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。1ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10款 地方特例交付金に389万4,000円追加補正するものです。そのうち1項 地方特例交付金に244万5,000円を追加いたします。これは個人住民税、減収補てん特別交付金や自動車税の環境性能割で減収となった自動車税、減収補てん特別交付金の確定を受けて補正するものでございます。

その下、4項 子ども・子育て支援臨時交付金に144万9,000円を追加いたします。子ども保育等の無償化に伴い、臨時交付金として補正するものです。

11款 地方交付税の補正額として、3,591万5,000円を追加し、30億6,713万9,000円とします。交付額の通知を受けて補正するものです。

その下、13款 分担金及び負担金として、1項 分担金に、282万9,000円を追加します。これは主に7月の豪雨による災害復旧による分担金でございます。

その下、14款 使用料及び手数料の1項 使用料に178万5,000円を追加します。これは金栗生家記念館の開館期間の延長に伴い補正するものでございます。

その下、15款 国庫支出金に3,561万5,000円を追加いたします。そのうち1項 国庫負担金に3,143万7,000円を追加します。これは、民生費国庫負担金の介護保険の低所得者保険料軽減負担金として、低所得者の対象範囲が広がったことによる国庫からの補てん分でございます。介護保険事業会計へ繰り出すこととしております。

また、7月豪雨による公共土木災害復旧に係る国庫負担金も含まれております。2項 国庫補助金に417万7,000円を追加いたします。市町村間での母子保健情報連携システム改修に係る補助金と和仁団地のアスベスト除去に係る補助金でございます。

その下、16款 県支出金に3,969万4,000円を追加いたします。1項 県負担金196万7,000円を追加します。介護保険の低所得者保険料の軽減負担金としての県の負担金でございます。

続いて、2項 県補助金に3,772万3,000円を追加します。これはプレミアム付き商品券事業助成金、また農業災害復旧事業費補助金でございます。

その下、17款 財産収入 1項 財産運用収入に2,898万円を追加します。各基金の利子及び配当金です。基金などの交付金の運用により、国債や有利な債券運用により収入が伸びております。

その下、18款 寄附金に860万円を追加いたします。これは、ふるさと応援寄附金のを追加補正でございます。

その下、19款 繰入金の2項 基金繰入金に916万5,000円を追加いたします。これは産業廃棄物処理施設地域振興基金からの繰り入れによる内田区の水防倉庫建設に充当されるものでございます。

続いて、21款 諸収入 5項 雑入に5,603万1,000円を追加いたします。主なものといたしまして、プレミアム付き商品券販売収入でございます。

一番下、22款 町債132万3,000円を追加いたします。公共土木災害復旧事業債です。また臨時財政対策債の発行可能額の決定により、1,797万7,000円の減額も行っているところでございます。

続いて、歳出の主なものについて説明を申し上げます。14ページをお開きいただきたいと思います。

14ページ2款 総務費の1項 総務管理費 5目 財産管理費に2,896万8,000円を追加いたします。合併振興基金を財源として、債券の運用による利子を積み立てるものでございます。

その下、6目 企画費に1,447万7,000円を追加いたします。産業廃棄物処理施設振興策補助金で、先ほど申し上げました内田区の水防倉庫建設に補助するものです。

15ページをお開きください。3款 民生費の1項 社会福祉費 2目 高齢者福祉費に833万1,000円を追加します。介護保険事業会計繰出金です。消費税率変更に伴うシステム改修費と、先ほど申し上げました低所得者への軽減保険料の対象者が変更になったことにより事業会計への繰出金でございます。

その下、3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費に190万8,000円を追加いたします。

保育等の無償化による補助金や施設利用給付扶助費でございます。

16ページを御覧ください。4款 衛生費 1項 保健衛生費 6目 母子保健事業費に138万6,000円を追加いたします。これは乳幼児健診や妊婦健診結果を転居しても市町村間で情報確認ができるよう、システム改修委託料と一般不妊治療費に係る扶助費でございます。

6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業総務振興費に624万4,000円を追加いたします。

主なものといたしまして、熊本県中山間農業モデル地区支援事業補助金と、また熊本土土地利用型農業競争力強化支援事業補助金でございます。板楠、小原地区の農業機械等の事業費補助でございます。

17ページを御覧ください。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工総務費に7,015万7,000円を追加いたします。プレミアム付き商品券販売に係る経費の補正でございます。その下、2目 商工業振興費に297万6,000円を補正します。これは、重点「道の駅」検討協議会委員に係る報酬、費用弁償と三加和温泉清水用、井戸ポンプ更新に係る工事請負費でございます。

一番下、8款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費に1,302万円を追加いたします。これは、県事業負担金、和仁山鹿線整備に係る増額補正があったことに伴い、負担金を補正するものでございます。また7月豪雨により被災した農地に対する土木費補助金を補正いたします。

18ページを御覧いただきたいと思います。8款 土木費 2項 土木橋りょう費 1目 道路維持費に410万円を追加いたします。あおば保育園付近の道路側溝整備工事を補正するものでございます。

その下、8款 土木費 5項 住宅費 1目 住宅管理費に1,439万7,000円を追加いたします。和仁団地のアスベスト材除去に係る経費を補正するものです。

19ページを御覧いただきたいと思います。10款 教育費 4項 社会教育費 3目 公民館費に80万7,000円を追加します。主なものといたしまして、非常用電源設備に係る修繕料でございます。

その下、10款 教育費 5項 保健体育費 1目 保健体育総務費に141万2,000円を追加いたします。主なものといたしまして、生家開館の期間延長に係る窓口業務の委託料でございます。

20ページをお開きください。11款 災害復旧費 1項 農林水産業施設災害復旧費 2目 農地等の災害復旧費に2,290万円を追加いたします。

7月の豪雨による農地災害復旧費を補正するものでございます。農地3件、水路、道路が8件分でございます。その下、2目 公共土木災害復旧事業費に4,520万円を追加いたします。同様7月豪雨によりまして、道路、河川17箇所の復旧工事に係る補正でございます。

その下、1目 町有財産災害復旧費に142万3,000円を追加いたします。前原地区の町有地の土砂崩れの災害復旧に充てるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

5ページをお開きいただきたいと思います。5ページには、「第2表 債務負担行為補正」について説明を申し上げます。

追加する事項、放課後児童健全育成事業委託料として、令和2年度を期間といたしまして、限度額1,200万円を補正いたします。中央小学校横に新たに建設いたしました当該施設運営に係る委

託料です。業者決定と新年度運営のための事前準備等を行うことから、債務負担行為補正を行うものです。

6 ページの「第3表 地方債補正」について説明を申し上げます。

追加する起債は、公共土木災害復旧事業を目的として、限度額1,720万円を補正するものです。歳出で説明いたしました。7月豪雨による被災しました道路河川等の復旧事業費に充当するものです。

7 ページ、変更分について説明いたします。

まず、起債の目的、単県道路改良事業負担金として、210万円を追加し、補正後の金額を360万円とするものです。歳出で説明いたしました県道と仁山鹿線の予算の増額補正に係る起債を追加するものでございます。合併特例債を活用いたします。

その下、臨時財政対策債を1,797万7,000円減額補正し、補正後の金額を1億2,202万3,000円とするものです。起債発行額の決定を踏まえ補正するものでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。半から最後までいきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時29分

○副議長（高巢泰廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第63号 令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○副議長（高巢泰廣君） 日程第16、議案第63号「令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第63号、令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面をお開きください。

令和元年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億326万1,000円とする。

第2項、（歳入歳出予算の補正）の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

歳入から説明いたします。5 ページをお開きください。6 款 県支出金 2 項 県補助金 1 目 保険給付費等交付金 特別調整交付金を 8 万円増額補正しております。

続きまして、6 ページをお開きください。歳出の説明となります。6 款 保健事業費 1 項 特定保健診療審査等事業費 1 目 特定健康診査等事業費役務費を 8 万円増額補正しています。これは、健診未受診者への勧奨通知及びアンケートの郵送費用の増額補正となっております。

以上で、議案第63号、令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の提案理由説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第17 議案第64号 令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第64号「令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第64号、令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

まず、表紙の裏面を御覧になってください。

令和元年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,080万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,421万4,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

今回の補正予算の歳出につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費、それと平成30年度介護保険事業会計決算に伴う準備基金への積み立て、並びに償還金に伴う追加補正となります。

また、歳入につきましては、消費税増税に伴う低所得者に対策として、第1号被保険者保険料の軽減対策並びに過年度分の保険給付費交付金の歳入が主なものになります。

まず、歳出から申し上げます。7 ページを御覧になってください。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費を45万4,000円の追加補正をいたします。これは介護報酬改定に伴うシステム改修委託料によるものでございます。

次に、5 款 基金積立金 1 項 基金積立金 1 目 介護給付費準備基金積立金を4,999万5,000円の追加補正をいたします。これは、平成30年度介護保険事業会計決算に伴う余剰金を積み立てるものでございます。

ちなみに、平成30年度収支決算額は、歳入16億6,046万1,576円、歳出14億7,794万6,058円、差引残額が1億7,964万7,198円となり、過年度分介護給付費の精算に伴う返還金や今年度の介護給

付費の増加による補正を予定しても耐えうる金額を残しての積立金額といたしました。これにより、基金積立金が合計の１億円となり、次期計画である令和３年度から令和５年度までの３年間の第８期の介護保険事業にも安定した運営ができるのではないかと考えております。

次に、７款 諸支出金 １項 償還金及び還付加算金 ２目の償還金を35万3,000円追加補正いたします。これは、平成30年度決算に伴う総合支援事業費の支払基金の返還金となります。

続きまして、歳入を申し上げます。戻りまして、５ページを御覧になってください。

１款 保険料 １項 介護保険料 １目 第１号被保険者保険料の１節 現年度分特別徴収保険料を769万8,000円、２節 現年度分普通徴収保険料を40万5,000円それぞれ減額補正いたします。これは、消費税増税に伴う低所得者負担軽減対策といたしまして、所得段階の第１段階から第３段階までの方について、一定額の保険料を減額するものでございます。

詳細を申し上げますと、第１段階の方が年額３万4,800円から２万6,100円に変更し、8,700円の減額となります。第２段階の方が年額５万2,200円から４万3,500円となり、8,700円の減額となります。第３段階の方が年額５万2,200円から５万460円となり、1,740円の減額となります。減額対象見込み数につきましては、第１階の方が571名、第２段階の方が542名、第３段階の方が397名となります。

次に、３款 国庫支出金 ２項 国庫補助金 ５目の介護保険事業費補助金22万6,000円追加補正いたします。これは歳出でも申し上げましたが、介護報酬改定に伴うシステム改修費用の補助金となります。システム改修費用の２分の１が補助率でございます。

次に、４款 支払基金交付金 １項 支払基金交付金 １目 介護給付費交付金を589万6,000円追加補正いたします。これは、平成30年度の決算に伴う精算として、支払基金から過年度分介護給付費交付金として交付されるものでございます。

次に、７款 繰入金 １項 一般会計繰入金 ４目 その他一般会計繰入金を22万8,000円追加補正いたします。これは歳出の説明のときもいたしましたが、介護報酬改定に伴うシステム改修費用の町が負担する２分の１のかかる経費でございます。

次に、同じく、７款 １項 ５目の低所得者保険料軽減繰入金を810万3,000円追加補正いたします。これも歳入の保険料で説明いたしましたが、第１号被保険者保険料の軽減に伴う繰入金となります。

財源といたしましては、国が２分の１、県が４分の１、町が４分の１を負担することになっておりまして、一般会計で国・県の負担額を歳入し、介護保険会計へ繰出金として支出したのになります。

以上で、議案第64号、令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第２号）の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第65号「令和元年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第65号、令和元年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面のほうをお開きください。

令和元年度和水町の住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,829万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出のほうから御説明いたします。最後の6ページ目を御覧ください。

2款 事業費 1項 事業費 1目 宅地造成事業費として、37万4,000円を増額補正しております。これは宅地造成事業の周知・PR等を実施するために、横断幕、のぼり旗、立て看板等の作成等、販売促進用のチラシを作成するための増額補正となります。

続きまして、歳入のほうを御説明します。戻りまして、5ページを御覧ください。

5款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金37万4,000円を増額補正しております。今回事業費が増額したことによる補正となります。今年度は、事業につきましては一般会計からの繰り入れで対応しております。

以上で、議案第65号、令和元年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第19 議案第66号 令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第66号「令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第66号、令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏を御覧ください。

令和元年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,411万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による、

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容については、歳出から御説明いたします。予算書資料の6ページを御覧ください。

款 総務費 項 総務管理費 目 一般管理費 9万7,000円を増額し、1,146万7,000円となります。これは、職員1名分の扶養関係の変更で増額となっております。増額した分を5ページの歳入関係になりますけれども、繰入金で同額9万7,000円を増額しております。

以上で、議案第66号、令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第20 議案第67号 令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第67号「令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第67号、令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を説明いたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和元年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明いたします。予算書の7ページを御覧ください。

款 衛生費 項 下水道費 目 特定地域生活排水処理施設管理費の浄化槽の設置事業費、この分の起債に充当する額を340万円増額させ、同額の一般財源を減額いたしております。

減額した分を6ページになりますけれども、歳入関係です。一般会計繰入金を減額し、下水道債と過疎債、それぞれ170万円、合計340万円を増額補正する財源補正を行っているところです。

以上で、議案第67号、令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第21 議案第68号 令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第68号「令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第68号、令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面をお開きください。

令和元年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,850万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

歳入のほうから御説明申し上げます。5ページをお開きください。

5款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金を45万9,000円増額補正しております。

続きまして、6ページを御覧ください。歳出の説明となります。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金を45万9,000円増額補正しております。これは納付金が過年度精算のため、平成30年度保険料納付額が確定し、広域連合への納めた納付金よりも保険納付額が多かったため、その差額分を追加納入する必要がございます。そのための増額補正となっております。

以上で、議案第68号、令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第22 議案第69号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議案第69号「和水町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第69号、和水町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由の説明を行います。

和水町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり、和水町過疎地域自立促進計画を変更するものとする。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず提案理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由となります。1枚めくっていただきまして、別紙1の市町村計画変更の表により、変更内容の御説明をいたします。

まず、表の左側に記載してありますとおり、変更箇所は和水町過疎地域自立促進計画の23ページとなります。変更前、変更後の対照表にありますように、事業名の欄に橋りょう、事業内容の欄に橋りょう補修事業、事業主体の欄に和水町のほうをそれぞれ追加をしております。

次に、その下に付けております別紙2の参考資料8分の4のページのほうを御覧いただきたいと思います。

ここにも同じように、事業名、橋りょうを追加しまして、概算の事業費のほうを追加しております。今回の変更は、5年に一度の町道の橋りょう、法定点検の結果、補修する必要箇所が判明したことに伴う、事業名等の追加による変更となります。

以上で、議案第69号、和水町過疎地域自立促進計画の変更についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第23 議案第70号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、議案第70号「財産の無償貸与について（旧緑小学校）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第70号、財産の無償貸与について（旧緑小学校）につきまして、提案理由の説明を行います。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けすることについて、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、無償で貸し付ける財産、内容については、次のとおりでございます。

物件の所在、和水町板楠2982番地1、旧緑小学校になります。貸し付け対象物件、旧校舍棟、鉄筋コンクリート造り、414.8平米、便所、器具庫、木造45平米。土地のほうは2,941平米となります。

使用目的、ベビーリーフ生産事業の県北地区の拠点施設として、貸付料は無償、貸付期間が令和元年11月1日から令和6年10月31日まで5年間、貸し付けの相手方が熊本県上益城郡益城町田原1155番地5、株式会社果実堂、代表取締役社長、井出剛。

提案理由としましては、現在も株式会社果実堂に、ベビーリーフ生産事業における県北地区の拠点化を目的に無償貸与中であるが、当初の目的に沿った事業を展開し、今後もさらなる農地の

有効活用と地域営農の活性化が期待でき、あわせて地域住民の雇用創出を進めるために無償貸与とする。これが、この議案を提出する理由です。

以上で、議案第75号、財産の無償貸与についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第24 議案第71号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、議案第71号「財産の無償貸与について（旧緑小学校）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第71号、財産の無償貸与についての提案理由の説明を行います。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

無償で貸し付ける財産内容については、次のとおりでございます。

物件の所在、和水町板楠2982番地1、旧緑小学校。貸し付け対象物件、旧校舎棟鉄筋コンクリート造り、144平米。旧特別学級、木造の36平米、土地、1,242平米。使用目的、不登校状態にある児童や障がいを持つ子どもに対するフリースクール事業や放課後デイサービス事業等を行う施設として貸付料無償、貸付期間、令和元年11月1日から令和6年10月31日5年間。貸し付けの相手方、熊本県玉名郡和水町平野1255番地2、特定非営利活動法人くまもとスローワーク・スクール代表理事、入江真之。

提案理由は、現在も特定非営利活動法人くまもとスローワーク・スクールに不登校状態にある児童や障がいを持つ子どもに対するフリースクール事業や、放課後デイサービス事業を行う施設として無償貸与中であるが、当初の目的に沿った事業を展開し、今後もさらなる地域活動団体の交流や、様々な活動を通して、まちづくりへの貢献が期待できるため無償貸与とする。これが、この議案を提出する理由です。

以上で、議案第71号、財産の無償貸与についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第25 議案第72号 財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）

○議長（蒲池恭一君） 日程第25、議案第72号「財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第72号、財産の無償貸与について（旧緑小学校十町分校）の提案理由の説明を行います。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

無償で貸し付ける財産、内容については、次のとおりでございます。

物件の所在、和水町上十町105番地1、旧緑小学校十町分校、貸し付け対象物件、旧校舎棟鉄筋コンクリート造り、160平米、土地が1,588平米、使用目的、不登校状態にある児童や障がいを持つ子どもに対するフリースクール事業や、放課後デイサービス事業等を行う施設として貸付料無償、貸付期間、令和元年11月1日から令和6年10月31日まで5年間、貸し付けの相手方、熊本県玉名郡和水町平野1255番地2、特定非営利活動法人くまもとスローワーク・スクール代表理事、入江真之。

提案理由としましては、現在も特定非営利活動法人くまもとスローワーク・スクールに不登校状態にある児童や障がいを持つ子どもに対するフリースクール事業や、放課後デイサービス事業等を行う施設として、無償貸与中であるが、当初の目的に沿った事業を展開し、今後もさらなる地域団体の合流や様々な活動を通して、まちづくりの貢献が期待できるため、無償貸与とする。これが、この議案を提出する理由である。

以上で、議案第72号、財産の無償貸与についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第26 議案第73号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（蒲池恭一君） 日程第26、議案第73号、財産の無償貸与について（旧緑小学校）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第73号、財産の無償貸与について（旧緑小学校）の提案理由の説明を行います。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

無償で貸し付ける財産、内容については、次のとおりでございます。

物件の所在、和水町板楠2982番地1、旧緑小学校。貸し付け対象物件、旧校舎棟鉄筋コンクリート造り、202.5平米、旧給食棟、鉄骨づくり、90平米、土地が1,242平米。使用目的、農作物を利用した漬物や、たけのこボイル等の加工所として貸付料無償、貸付期間、令和元年11月1日から令和6年10月31日まで5年間。貸し付けの相手方、熊本県玉名郡和水町山十町813番地、アジル

株式会社、代表取締役社長、竹下周三。

提案理由は、現在主に和水町の農作物を利用した漬物や、たけのこボイル等の加工所として、また農作物の和水ブランド化の開発等を目的に無償貸与中であるが、当初の目的に沿った事業を展開し、今後もさらなる地域活性化や地元雇用等を含め、まちづくりへの貢献が期待できるため、無償貸与とする。これが、この議案を提出する理由です。

以上で、議案第73号、財産の無償貸与についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第27 認定第1号 平成30年度和水町一般会計歳入歳出決算

日程第28 認定第2号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第29 認定第3号 平成30年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

日程第30 認定第4号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

日程第31 認定第5号 平成30年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

日程第32 認定第6号 平成30年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算

日程第33 認定第7号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

日程第34 認定第8号 平成30年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

日程第35 認定第9号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

日程第36 認定第10号 平成30年度和水町病院事業会計決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第27、認定第1号、平成30年度和水町一般会計歳入歳出決算から、日程第36、認定第10号、平成30年度和水町病院事業会計決算までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者 泉君

○会計管理者（泉 法子君） 認定第1号の平成30年度和水町一般会計歳入歳出決算から認定第9号、平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算までの九つの会計について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書を付けて議会の認定に付さなければならぬため、提案するものでございます。

お手元に別紙で右上に「資料」と書かれた平成30年度各会計歳入歳出決算総括表があるかと思います。総括表を読み上げながら、提案理由の説明とさせていただきます。

各会計とも予算現額、歳入決算額、歳出決算額、繰越明許費繰越額、差引残額の順に読み上げます。

認定第1号、一般会計、85億391万2,600円、79億1,695万9,478円、69億3,269万4,264円、1億1,817万3,000円、差引残額9億8,426万5,214円。認定第2号、国民健康保険事業会計、14億7,302万7,000円、14億2,049万6,648円、14億1,074万6,647円、差引残額975万1円。

認定第3号、介護保険事業会計、15億8,042万9,000円、16億5,759万3,256円、14億7,794万6,058

円、差引残額 1 億7,964万7,198円。

認定第 4 号、特別養護老人ホーム事業会計、5 億775万5,000円、5 億1,666万3,725円、4 億8,879万1,530円、差引残額2,787万2,195円。

認定第 5 号、簡易水道事業会計5,909万6,000円、6,053万332円、5,296万6,950円、差引残額756万3,382円。

認定第 6 号、下水道事業会計6,570万6,000円、6,855万238円、6,151万1,295円、差引残額703万8,943円。

認定第 7 号、特定地域生活排水処理事業会計 1 億411万7,000円、1 億277万4,314円、1 億103万4,991円、差引残額173万9,323円。

認定第 8 号、春富財産区特別会計30万2,000円、117万3,186円、13万4,461円、差引残額103万8,725円。

認定第 9 号、後期高齢者医療事業会計 1 億5,954万円、1 億5,687万5,435円、1 億5,390万9,180円、差引残額296万6,255円。

以上で、平成30年度の九つの会計の決算の提案理由の説明といたします。

また、各委員会におきまして、各課から詳しく説明がありますので、審議のうえ御承認賜りますよう、お願いいたします。

病院事務部長 池上君

○町立病院事務部長（池上圭造君） 認定第10号、平成30年度和水町病院事業会計の決算について、提案理由の説明をいたします。

和水町立病院事業会計は、公営企業会計の全部適用を受けております。地方公営企業法第30条第4項で、監査委員の審査に付した決算を監査委員会の意見を付けて、議会の承認に付さなければならないと規定されているため提案するものでございます。

先ほど説明がございました総括表にて説明をいたします。

病院事業会計につきましては、収益的収支決算により報告いたします。

予算現額 8 億7,860万4,000円、歳入決算額が 8 億2,778万4,102円、歳出決算額が 8 億2,836万9,250円で、差し引き58万5,148円の赤字となりました。

以上で、認定第10号、平成30年度和水町立病院事業会計決算についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、認定賜りますように、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。認定第 1 号、平成30年度和水町一般会計歳入歳出決算から認定第10号、平成30年度和水町病院事業会計決算までの審査については、休会中の常任委員会の審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号から認定第10号までの審査については、休会中の常任委員会の審査にすることに決定いたしました。

日程第37 陳情等の委員会付託等について

○議長（蒲池恭一君） 日程第37、「陳情等の委員会付託等について」は、本日までに受理した陳情等は、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日6日の一般質問は、午後1時から会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後0時8分